

改正

平成23年 4月 1日訓令第39号

平成24年 3月30日訓令第 8号

平成25年11月 7日訓令第11号

平成28年 3月31日訓令第14号

玉野市新型インフルエンザ等対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、玉野市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年玉野市条例第6号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、玉野市新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第2条第2項に規定する副本部長は副市長の職にある者をもって充てる。

2 条例第2条第3項に規定する本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充て、別表第2に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

3 対策本部の事務は、総務部危機管理課及び健康福祉部健康増進課において行う。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成23年 4月 1日訓令第39号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成24年 3月30日訓令第 8号）

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則（平成25年11月 7日訓令第11号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成28年 3月31日訓令第14号）

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

政策財政部長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設部長

別表第2（第2条関係）

消防長、病院事業管理者、病院事業管理局長、議会事務局長、教育長、教育次長
